

わいぐキャラクターネーム募集要項

1 趣旨

八戸市市民活動サポートセンター「ふれあいセンターわいぐ」（以下、「わいぐ」という。）は、ボランティアや市民活動などの自主的・公益的な活動をしている方を支援するための施設で、令和5年6月には開設21周年を迎えました。わいぐには、イベント等で活躍するマスコットキャラクターがいますが、まだ名前がありません。今後ますます愛されるキャラクターに育ってほしいとの願いから、今回はその名前を募集します。

2 募集内容

名前から「わいぐ」が連想でき、わいぐをもっと市民の皆様近くに感じてもらえるような、親しまれる名前を募集します。デザインは右のとおりです。



3 キャラクターに込められた意味

流れ星をモチーフにしたキャラクターです。星のラインは人々によるネットワーク、笑顔は「みんなの幸せ」の意味が込められています。また、「わいぐ」という名前は、青森県南部地方の「私、行く（わあいぐ）」という方言が元になっており、「市民が気軽に立ち寄れる場所」「社会の課題に取り組むきっかけの場所」になるようにという願いが込められています。

4 応募資格・応募の決まり

- (1) どなたでも応募できます。
- (2) ひらがな、カタカナ、漢字以外の文字は使用できません。
- (3) 作品の応募は、1人1点までとします。

5 応募方法

- (1) 【応募用紙による応募】わいぐ、八戸市市民連携推進課に備え付けの応募用紙にご記入の上、わいぐ内応募ボックスへの投函、FAX または持参により提出してください。
- (2) 【応募フォームによる応募】募集用紙のキャラクターネーム応募フォームから必要事項を入力し送信してください。

6 募集期間

令和5年8月10日（木）から令和5年9月20日（水）まで
※応募は、締切日21時必着とします。

7 著作権等

- (1) 名前の著作権は、わいぐに帰属します。
- (2) 名前のロゴ等は、制作者の意図に関わらず、わいぐが制作して使用することがあり

ます。

8 審査方法

八戸市市民活動サポートセンター運営委員会において書類審査により決定します。
名前の候補が複数ある場合、また同じ作品が複数ある場合は、「その名前にした理由は？」という質問において、評価が高かったものを採用とします。

9 審査の視点

おおむね次に掲げる事項の視点をもって審査します。

- (1) 親しみやすく市民に愛されるような名前であること。
- (2) 市民活動、ボランティア活動支援の趣旨に合った名前であること。
- (3) その他、特に審査委員が評価する視点。

10 表彰

- (1) 【表彰】採用（1名）、入選（2名）
【賞品】採用 図書カード3,000円分
入選 図書カード1,000円分
- (2) 名前の採用者と入選者には、記念品を贈呈します。
- (3) 採用決定後、盗作など本要項及び公序良俗に反する行為が発覚した場合には、採用を取り消す場合があります。

11 発表

採用者には、応募名が採用されたことを事前に通知するとともに、作品をわいぐホームページ及び市ホームページ等で発表します。

12 個人情報

応募者の個人情報は、適切に管理し、わいぐキャラクターネーム募集に係る事務以外には使用しません。

13 応募・問合せ先

八戸市市民活動サポートセンター ふれあいセンターわいぐ
〒039-1166 八戸市根城八丁目8番155号
八戸市総合福祉会館3階

【電話】0178-73-3311 【FAX】0178-73-3312